

福岡地方労働審議会議事録
家内労働部会

1. 日 時 : 平成20年5月12日 (月) 13:01 ~ 15:02

2. 会 場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3. 出席者 : 【公益代表委員】 上畠 俊一
中野由美子
花崎 正子(部会長)

【家内労働者代表委員】上田 静生
上野 茂伸
山 健二

【委託者代表委員】 安濃 純一
佐藤 啓司

【福岡労働局】 労働基準部長 山口 昌志
賃金課長 栗山 繁久
課長補佐 石川 幹靖
ほか

4. 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 家内労働行政の推進状況について
- (3) 福岡県婦人服製造業家内労働実態調査について
- (4) その他

5. 審議内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

部会長及び部会長代理がまだ選出されておられませんので、選出されるまでの間は、事務局より議事の進行をつとめさせていただきます。

私は、進行役の専門監督官の満井と申します。よろしくお願ひ致します。

ここで、お手元の議事次第をお出しく下さい。3枚目に福岡地方労働審議会家内労働部会委員名簿があります。そこで各委員のご紹介を資料・1の委員名簿の順にお名前を読み上げて、各委員のご紹介を申し上げますのでご了承願ひます。ではまず、公益代表委員、上畠俊一委員。同じく公益代表委員で中野由美子委員。同じく公益代表委員で花崎正子委員。続きまして、家内労働者代表委員、上田静生委員。同じく家内労働者代表委員の上野茂伸委員。同じく家内労働者代表委員の山健二委員。続きまして委託者代表委員、まず安濃純一委員。牛島委員につきましては、本日欠席という連絡を受けております。佐藤啓司委員につきましては、少々遅れるという連絡を受けております。先ほど申し上げましたが本日は委託者代表委員の牛島委員がご欠席されますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たされていますので、その旨ご報告いたします。

それでは、議事に入ります前に労働基準部長の山口から挨拶を申し上げます。

部長

—あいさつ—

事務局 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。（事務局紹介）

事務局 それでは、議事に入ります前に、部会長及び部会長代理を選出していただくこととなりますけれども、部会長及び部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第5項及び第7項におきまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」ことになっているところがございます。従前の福岡地方労働審議会の家内労働部会では、公益委員で互選する慣例となっております。そこで今回も従来どおりでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

事務局 異議なしということでございますので、事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を、中野委員の方から発表願ひます。

中野委員 それでは、私の方から報告いたします。公益代表委員であらかじめ互選した結果、部会長には花崎委員、部会長代理には上畠委員ということになりましたのでよろしくお願ひいたします。

事務局 有り難うございました。部会長に花崎委員、部会長代理に上畠委員ということですが皆様これでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

事務局 有難うございました。部会長に花崎委員、部会長代理に上畠委員を選出していただきましたので、これからの議事進行を花崎部会長にお願ひしたいと思ひます。その前に、花崎部会長に一言挨拶をお願ひ致します。

花崎部会長

—あいさつ—

事務局 有り難うございました。これからの議事進行をお願い致します。部会長よろしく
お願い致します。

花崎部会長 それでは、引き続き議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願
いいたします。

本日の議事録の署名でございますが、家内労働者代表委員としまして上野委員
お願いいたします。委託者代表委員としましては佐藤委員でございますが、本日
は、まだおられませんので、後ほど依頼することとしたいと思います。

まず、議事（２）でございますが「家内労働行政の推進状況について」ですが
事務局から資料が提出されておりますので、ご説明をお願いします。

<佐藤委員入室>

課長補佐 （提出資料説明：福岡県における家内労働の現状、家内労働者数・委託者数の
推移、平成19年度家内労働行政の推進状況の説明）

花崎部会長 有り難うございました。ただ今の資料・3, 4, 5の説明で、何かご質問、ご
意見がございましたらお願いしたいと思います。

上島委員 資料の1の委託者数、家内労働者数が減ってきている背景をどうい
うふうに考えられているのでしょうか。

花崎部会長 事務局お願いします。

課長補佐 まず、産業構造の変化ということがあると思います。以前は家内労働者とい
うのは、非常に低い、低廉な工賃で機械化が及ばないような部分について役割を
担ってきたということがいえるかと思いますが、特に、縫製とかマッチ箱とかサ
ンドルの糊付けというものから始まっています。こういった業務の機械化が進
み、あるいは、海外での製造が進み国内の産業構造が変わってきており、家内
労働の需要が減ってきているということがひとつであると思います。それから、
経済が豊かになり家内労働者の希望、就労希望の条件が合わない、見合わないとい
うことがひとつあるかと思いますが、また、パート労働の方が家内労働に比べると
非常に収入が得られる事に加え、家内労働者が高齢化し、募集しても人が集まら
ないということも原因のひとつにあると思います。しかし、大きくいえば、やは
り産業構造の変化であろうと考えています。

花崎部会長 有り難うございました。他にどなたかご意見、ご質問がある方はおられま
せんか。

上野委員 資料3の項目の第2表ですけれども、職域一番上のF09に食品製造業があ
って先程説明があった甘夏皮むきがあります。ここの人数が556名と結構多いと思
いますが、テレビでミカンを皮を剥いている映像を時々見ることがあります。もち
ろん季節物だから常態的にあるわけではないと思いますが、テレビの映像でみる
と家内労働という印象よりもどちらかというと通常の工場労働に近いような気が
したのを思い出していました。そこで内職的な物は明らかに家内労働であって、
通常の労働と違いというのは、はっきりするわけですが、甘夏の皮むきなど
は、線引きが非常に難しく感じます。家内労働なのかそれとも通常の労働なのか
明確な区分けの仕方あるいは、これが家内労働という定義があるわけですか。

課長補佐 例えば、ミカンの皮むきのように作業場所を提供して家内労働と同じようなものをする、家内労働であるのか通常の労働であるのかという部分が出てきます。そこで、作業場所を提供するだけであれば、それは自宅でする物をその場所に行き自分の判断でやるということで、問題ないと言われていました。しかしながら、作業場所を提供して何時から何時までやって下さいという話になれば通常労働です。委員が言われたようにそういう状況があればこれは家内労働ではありません。そういう囲い込みのような実態があるというような噂も聞くことはあります。ただ、状況がはっきりしていれば、家内労働とするのか通常の労働とするのかははっきり決めてやらないと問題が出てきます。線引きとしては、使用従属関係、指揮命令関係がはっきりしているならば通常労働です。

上野委員 そうすると、556名で示されている部分、正に今、言われたことを懸念するから発言したんですけれど、この部分は、毎年一回調査される過程によって明らかに通常の労働とは異なり家内労働として位置づけて間違いない。調査の上で委託者5人の家内労働者556人と確認し、明らかに通常の労働者ではないと労働局として認識しているという受け止めでいいわけですね。

課長補佐 そうです。ここに載せる前に問い合わせして確認したところ、家内労働のように説明を受けました。

上野委員 偽装等が横行するものですから。通常の労働者だと少なくとも最低賃金が適用されるけれども、家内労働になるとそれよりも水準が低くなる部分もあって、それを上手く使ってるのではないかと勘ぐりたくなるようなところもあるので、あえて発言しました。

課長補佐 例えば、労働者が工場でするものを家に持ち帰らせてやらせるといったことも噂として聞くことはあります。けれども、実際に情報を正確に把握しているわけではありません。そういう問題があれば当然指導することになると思います。

花崎部会長 有り難うございました。他にどなたかご意見、ご質問がある方はおられませんか。

佐藤委員 表の2で、家内労働の委託者と労働者数が全体的に減ってきているという意識になりましたが、表の2の中でF11繊維工業、16の印刷関連は逆に増えています。これは、前年に比べて増えている統計となっていますが何か理由があるのでしょうか。何か労働局側で把握されていることあれば教えていただきたい。

花崎部会長 事務局よろしく願いいたします。

賃金課長 現在、この変化について追跡調査を行っていないところです。1年間の動きにしては、すごく大きい動きになっておりますので調べましてお答えしたいと思います。今日は、間に合わないかと思っておりますので、後日、文書等でご説明したいと思います。

花崎部会長 有り難うございました。よろしく願いいたします。他にございますでしょうか。よろしいようでしたら、続きまして、議事の(3)の「福岡県婦人服製造業家内労働実態調査の概要」を事務局から資料を使って説明をお願いいたします。

賃金課長 (提出資料説明：平成19年度福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果の概要を説明)

花崎部会長 有り難うございました。ただ今のご説明について、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

中野委員 この家内労働の最低工賃というのは、工程別に決まっているのでしょうか。

賃金課長 資料の8ページでご説明しますと、左の方に品名、ワンピース、上衣又はコートとありまして、その下に工程、そで裏まつりから始まって縦に並んでいます。現在の最低工賃は、例えば、そで裏まつりでいえば、13円というように工程ごとに決められております。ご覧のとおり、現在22工程について定められています。

中野委員 この工程というのは、以前に決まったもので、途中であまり改定とかはないものなんでしょうか。

賃金課長 どちらかといいますと、この工程自体が、少なくなっております。以前はもっと多くの工程がございましたが、ワンピース、上衣、コート、それからスカート、スラックスについていいますと3工程が消えました。それから、平成7年までは、縫製というものが、7工程決められていたんですが、これが、平成7年2月に全て廃止になっております。7と3併せてまして10工程が廃止になっており、残ったのが22工程です。

花崎部会長 他に何かありますか。

安濃委員 今の11表で、現行最低工賃というところで、例えば、身返し千鳥掛けの最低工賃が11円と書いてありますが、10円未満が1と書いてあるということは、最低工賃を下回っているということですか。

賃金課長 残念ながらそういうことです。

花崎部会長 他にありませんでしょうか。ございませんでしたら、次に進めさせていただきます。事務局の方で福岡県婦人服製造業家内労働実態調査の結果を踏まえまして、今年度は、婦人服最低工賃の改定予定の年でございますが、この件について、事務局としては、どのように検討されているのかご報告をお願いいたします。

賃金課長 (提出資料説明：近隣県の婦人服関係最低工賃との比較を説明)

中野委員 肩パット付けのところ、熊本は、一組につきと書いてあるんですが。

賃金課長 熊本は、一組につき33円で、おそらく肩パット付けは、二つで一組、1枚分につきというのは右と左で1枚分。一組と同じ事と思っています。洋服1枚につきという意味で、言葉は違っていますが、同じものと思っています。

中野委員　　そういう意味なんですね。右で1枚、左で1枚かと思いました。

賃金課長　　（提出資料説明：繊維製品製造業の現状、福岡県婦人服製造業最低工賃の推移を説明）

花崎部会長　　有り難うございました。ただ今の資料説明で、何かご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

山委員　　資料No.7のところで九州各県の最低工賃の比較表をいただいておりますが、熊本だけ3年もしくは、4年で改定されている。福岡を含めた他県が厳しい状況であることは、今日いただいた情報である程度わかりますが、なぜ熊本県だけ3、4年ずれたところで最低工賃が上がるような動きがあったのか。もしその点がわかるものであれば教えていただきたい。また、福岡は、平成13年の前は、どれ位の頻度で上げてきたのかわかれば教えていただきたい。

部会長　　では、その2点につきまして、説明よろしくお願いたします。

賃金課長　　熊本も直近が平成16年ということで改定から3年以上経っているわけですが、今回の改定は見送るということになっていることは、聞いております。ただ、16年に改定するきっかけとなったものは何なのかは申し訳ないですが承知しておりません。福岡の改定状況については、先程の資料No.9のとおりです。

山委員　　平成12年であるとか平成10年とか書いていないところがありますが、全く改定されていないということですか。

賃金課長　　はい。改定されていません。

花崎部会長　　よろしいでしょうか。では、他に、質問、意見等ございましたらどうぞ。

中野委員　　これは意見ではないんですが、初めてこういう資料を見たんですけれども、正直いってため息が出るなと思いました。どちらの状況もすごくよくわかります。委託者の方は、材料費や燃料費が上がって、中国に押されているし、また、中小零細企業が多いということのようですし、家内労働者については、年齢の高い方も多いので肩こりなどの身体的要素がみられる。また、婦人服製造においては、一工程で幾らと決まっているみたいですが、同じボタン付け一つにしても色々な材料によって手間のかかり方が異なるのに単一工賃ということで、もっと工賃をあげてほしいという意見がある。どちらの意見もよくわかります。プライベートな感想になりましたが双方の切実な心境を強く感じました。

中野委員　　先程、お聞きしたのは、工程の最低工賃が今まで変化してきたかということ、その点をお聞きしたいんですが。婦人服製造も根本的には変わらないとしても、技術革新などで色々な面が変わってきているのではと思います。ずっとそのままできているので、これでいいのかどうかというのは難しい面があると思いました。

花崎部会長 私の実験から申しますと婦人服というのは、既製服は、できるだけ機械化されてきています。肩パットがありましたけれども、これも機械で縫う状況で、なるべく工賃を安くしようというのが流れでございます。それからデザインも非常にシンプルになってきていますので工程も減ってきております。そういう状況の中で、今のような状況が出てきて外国に譲ってきている。一方で日本人の持っている技能をどうするかについては、ここで議論することではないけれども、他の機会であるべきであると思います。日本全体を見とおした時、技能・文化をどうするかというのは、別問題であると思います。是非、別の場所で検討してもらいたい。事情としては、本当に苦しい。それでも一つ縫うのに手間、時間はかかる。だから、時間であるのか、工程であるのかと言われるように内容がどんどん変わってきているので決めるのが大変難しい状況にあると思います。

佐藤委員 資料9に工程が書いてあり、その中に廃止があると思います。ファスナー裏まわりが11年4月に廃止になっているが、これは、工程・作業がなくなったから廃止になったのでしょうか。

課長補佐 議事録を読む限りにおいては、作業が無くなってきているということで当時廃止されております。

花崎部会長 それも、以前は、ずっと縫っていたものがなくなって、なるべく簡単になってきていることです。

花崎部会長 他に質問はありませんか。ただいまの事務局の提案では、本年度が婦人服製造の最低工賃の改定の時期と言うことですが、今のような状況では、見送らざるを得ないのではないかと。非常に苦しい状況ではあるけれども調査結果や社会情勢、世間の状況を見た場合に今回は見送らざるを得ないと判断しているとの説明でした。皆さんいかがでしょうか。

上田委員 先程、安濃委員からご指摘あった第11表の最低工賃の違反の件ですが、この違反の数字というのは、労働局から委託者へ渡して返ってきたということを考えると確信犯でやっているとは思わないけれども少なくとも最低工賃の意識がないと思われる。結論として、見送ることに異議はないけれども同時に最低工賃の周知徹底をはかって貰いたい。今日のテーマの最低工賃に限らず、その他にも同じようなことがあるのではないかとということが危惧されるので、周知徹底も併せて力をいれていただきたいという印象を持ちました。

賃金課長 言われるとおりです。残念ながら、違反であり、ゆゆしき問題であります。広報に努めなければならないと言うことは、間違いありません。委員のご指摘のとおり、周知に努めてまいりたいと考えております。

花崎部会長 有り難うございます。よろしく願いいたします。他にありませんか。

上野委員 事務局提案や提案される背景などについては、よく理解できます。提案された内容も必ずしも間違っているとは、思いません。ただ、資料No.9でみますと、3年から4年位のスパンで幾ら上がったかを記載されている訳ですが、平成7年までは、一律にどの工程も1円から2円上げている。平成11年から13年度のところは、5工程のみについて引き上げられている。そこで、考えるのは、先程も労働者側の意見であったという「作業工程が複雑になる、生地によって加工が難しくなる」等働いている皆さんの手間が非常にかかっている印象を受けます。その調査ができるのかどうかはわからないが、その部分だけは詳細に調査して、その工程が本当に大変な作業になっていることであれば、一律に上げないというのではなく、1円とか引き上げるような検討はしてもいいのではないかと私は思います。

花崎部会長 事務局いかがでしょうか。

賃金課長 改定の状況をみますと平成13年には5工程しか上がっていません。委員が言われるように、その2、3回前までは全ての工程が上がっております。平成13年に5円、1.8%上げるということを最低工賃専門部会で議論をしていただいて5工程において1円ずつ上げるという答申をいただいております。この時の専門部会で家内労働者代表委員のご意見として、最低賃金が上がっていかないとすると、上げて数円、いくつかの工程しか上げられないことになってくる点について、地域最低賃金のアップ率が低い状態でアップ率を掛けていくと、一桁台といった最低工賃の低い部分が改善できない。このまま推移していくと、安い物は安いままで放置されて差が拡大していくという発言をいただいております。ある程度広くアップしていくことにしなければいけないのではないかとこの意見はいただいております。また、全体が上がってくるような時期を見計らわなければならないのではという意見も併せていただいております。そのようなことから、今年度の諮問は見送りたいと考えました。上野委員からあったもっと工程を細かく分けて仕事が困難なものは、高くなるようにできないかということに関しては、最低工賃専門部会で金額審議していただく時の問題かと思っております。そのための資料作りも必要かと思っておりますが、現実の問題としては、細かくしすぎるのもどうかと考えております。一番簡単な工程で10円、1.5倍大変だから15円払うのが相当だということで、最低工賃を1つの物差しにして他の作業の金額も委託される時に決められている。そのような期待を持って最低工賃が定まっていると理解しております。今後、工程を細分化するのが是か非か課題であると思っておりますが、よく検討しなければわからない部分であると思っております。

上野委員 工程を更に細分化しなければならないという意味で言った訳ではなく、現行の工程の中で、資料の中の労働者の意見にもあった5年前に比較して加工方法やファッション性等から作業が難しくなったという認識が、委託者側も労働者側も共通にあるのであれば、その部分については、上げる検討をしてもよいのではという意味です。それと、もし上げるとすれば、専門部会で金額審議の場でとの説明がありましたが、金額は別として、上げるか否かの方向性はこの場で決めておかないといけないと思っております。その後、幾ら上げるかは金額審議であると思っております。

賃金課長 金額を改定する場合には、改定額を審議をしていただきたいと局長が諮問するということとなります。局長がどこに諮問するかというと労働審議会に諮問する訳ですが、そこでは、メンバー全員で協議する訳ではなく、専門部会でやることとなります。それが、最低工賃専門部会であり、どのようにするか決めることとなります。今回は、諮問すべきか否かこの場で決定していただくということではなく、労働局が考えている現状を専門の委員の方々へ説明してご理解いただきたいということでございます。いずれにしても、最低賃金も徐々に上がっていくと考えられることから、然るべき時期に最低工賃も改定する時期が確実にくると思っております。その際には、上野委員が言われるとおりに、一律に上げるのではなく、手厚くすべき部分は手厚くするという視点で協議いただいております。

上野委員 事務局の説明が、現状の説明だけであれば何も言わないところですが、現状の説明とともに見送るといふ提案があって、それを決定するにあたって、部分的には、検討した方がいいところがあるのではないかと申し上げた訳です。ですから、事務局案に対しては、部分的には必ずしも同意できないと申し上げただけです。最終的には、状況を見ながら発言させてもらいますが、今回は先送りしようということになっても、今後、課題として受けて止めて、今後、最低賃金や他の賃上げ状況を見ながら、少し議論するということになれば納得しやすいんですが、どちらにしても、提案どおりに決めれば、今回は、全く扱わないという話になる訳ですね。今後、いくつかの方法を含めて詳細に、次の段階では、検討するまではいかなくとも提起させていただいた部分も含めて1回みんなで話あってみるということになればありがたいんですが。

賃金課長　この工程は、上げて、この工程は、据え置くというメリハリをつけるという実態にそって変更するということの審議が、最低工賃専門部会でやってもらうことであると思います。今後、最低工賃専門部会で審議いただく中に平成20年5月の家内労働部会では、こういった意見もあって、その部分も踏まえた視点に立って検討していただきたいということは、言えるかと思います。今回、出された意見は、ご紹介することはできますし、十分な審議ができるように資料の整備もやっていきたいと考えております。

花崎部会長　私の意見として申し上げますと、以前にも布（素材）のことがでましたが、取り扱いが非常に難しい状況があります。しかしながら、出来あがった物をみると高くは売れない物もあり、そうすると工賃も高くできない。素材が多様化して作業の難易度が高くなっている。現在は、同じ製品の大量生産ではなく、少量生産であるけれども一つの素材が永く続くかと言うとそうでもない状況です。デザインはシンプルになってきていますが、素材が細分化されているため作業が非常に大変であると思います。

中野委員　今の最低工賃がいいのかどうかについては、現状の把握をする必要があると思います。その現状の把握というのが、ページ8の11表と思いますが、これでは、違反率がどれだけあるのかわからないと思います。というのは、最低工賃が、13円とか14円という状況であるのに表の幅が10円以上15円未満となっていたら違反の実態がかわからないのではないのでしょうか。

課長補佐　委託者から回答があった時に、その回答のみで即座に違反と判断するのは非常に難しいところです。そこで裏まつりで言えば、最低工賃は13円となっていますが、10円以上15円未満にある回答で、例えば、12円と回答した場合でも、これがどういう工程であるのかも一度確認しないとはっきりしたことが言えないのが実情です。

中野委員　逆に言えば、各工程がどの工程の最低工賃がどれに適用されるのか判断が難しいのではないのでしょうか。

課長補佐　こちらからの設問では、あくまでも最低工賃の工程にあったものを書くように依頼しております。

中野委員　そうであれば、実際にやっている状態での違反、例えば、10円以上15円未満をもう少し細かくするとかしないと、この表を見る限りでは、違反しているのかどうかかわからないと思います。

課長補佐　明らかに11円のところが10円であると回答してきた場合には、これは、違反であるとなりますが、それ以上の部分については、違反の実態を正確に読み取るとなると非常に難しい事となります。回答も、非常に大雑把なことが多く、問い合わせすることも多くあります。工程も委託の段階によって分かれていて、時期や物によって異なり、色々な要素があつてたまたま違反になるケースもあります。最低工賃を一つの目安にしているわけですが、例えば、11円の委託者を即座に違反であると指導できるかということ、これは別問題であつて協力頂いている部分もあり、時期をみて注意・指導するという状況にあります。

上島委員　10ページの委託業者の現状で、立ち往生している状況や悲鳴に近い状況が見えてくるんですが、働く方々には、お気の毒かもしれませんが、とても改定の諮問をできる状況ではないなと経営者の生の声を聞いて感じました。

花崎部会長 委託業者・家内労働者双方が苦悩されている。繊維業界そのものが、苦しい状況にあると思います。外国の安い工賃が入ってくるし、どんどん安い方にシフトしてしまって、競争力がなくなってきている。だから、どのようにするのが今後の問題だと思います。では、福岡県婦人服製造業最低工賃について、今年度の改正は見送るという労働局の方針を了承するという事でよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

花崎部会長 次に、最後の議題（４）としまして事務局からありましたらお願いいたします。

課長補佐 (提出資料説明：最低工賃の新設検討結果について説明)

花崎部会長 有り難うございました。以前にご質問があつて、新たな設定の必要があるのではないかということで事務局で調査した結果、今のところは、労働者の数が非常に少ない、すう勢としては、海外に移転しているという結果でございます。
他に何かございませんか。他にございませんようでしたら、これをもちまして、本日の家内労働部会を閉会させていただきます。いくつかご質問・要望があつております。事務局よろしくお願いいたします。